京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（以下「国基金要領」という。）に基づき、社会福祉法人、医療法人、ＮＰＯ法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、地方独立行政法人又は診療所、病院の開設者（以下「法人等」という。）が、本市域内において実施する次条に規定する補助対象事業において、第３条に規定する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助の対象とする事業（以下「事業」という。）は、京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱及び地域医療介護総合確保基金の補助対象となる事業とし、近年の激甚化する自然災害に対応するため、災害レッドゾーン（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３３条第１項第８号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。）又は災害イエローゾーン（土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地。）における老朽化等した次の各号に掲げる広域型施設の移転改築を行う事業とする。

　なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型施設が災害イエローゾーンへ移転改築する場合は対象外とする。

（１）広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホーム及びこれに併設されるショートステイ用居室
（２）広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設
（３）広域型（定員３０人以上）の介護医療院
（４）広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム
（５）広域型（定員３０人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）

（補助対象経費）

第３条　施設整備事業の補助対象とする経費は、事業に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に関する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料をいい、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度とする。）とする。

　ただし、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、施設整備事業ごとに別表に定める補助基準額と前条に規定する補助対象経費を比較して、少ない方の額とする。ただし、算出した額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第５条　条例第９条の規定による申請は、事業の着手前に申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

（１）事業計画（第２号様式）

（２）建物の平面図、立面図及び建設予定地を示す地図

（３）施設面積表（各居室面積を明らかにしたもの）

（４）工事費見積書の写し（費用別内訳書を含むものとし、工事請負契約前に申請を行う場合は、設計見積書を提出すること。）

（５）設計監理業務委託契約書の写し

（６）工事請負契約書の写し（工事請負契約前に申請を行う場合は、契約後に提出すること。）

（７）収支予算書

（８）法人等の定款、寄付行為又は約款（ただし、申請者が個人事業主である場合を除く。）

（９）その他参考となる書類

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合に限り、事業を行う法人等は交付決定前着手届（第３号様式）を市長に届け出たうえで、次条による決定前に事業に着手することができる。この場合において、条例第９条の規定による申請は、前項に規定された申請書及び添付書類により、市長が別に指示する日までに行わなければならない。

３　事業を行う法人等は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第６条　市長は、条例第９条の規定による申請が到達してから３０日以内に申請内容を審査し、補助金の決定の可否及び交付予定額を決定し、文書（第４号様式）により交付条件等を付して申請者に通知する。

（補助金の交付）

第７条　補助金は工事竣工後、書類審査等を実施のうえ、市長が適当と認めた場合に限り交付する。ただし、必要と認めたときは、工事の着手後に補助金交付額の３割以内を交付し、その後、工事の出来高に応じ、交付することがある。

（届出）

第８条　事業を行う法人等が工事に着手したとき及び工事を完了したときは、遅滞なくその旨を市長に届けなければならない。

（交付の条件）

第９条　法人等が補助金の交付を受ける場合には、次の各号の条件が付されるものとする。

（１）第５条の規定に基づき申請された事業の内容を変更（条例第１１条第１項第１号に規定する軽微な変更を除く。）し、又は事業を中止し、若しくは事業を廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（２）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（３）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

（４）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（５）事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（６）この補助金と重複して、別の補助金の交付を受けてはならない。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

（８）市長の承認を受けて財産を処分する場合は、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」に定める財産処分納付金の額を直ちに返還しなければならない。

（９）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがある。

（変更等の承認の申請）

第１０条　条例第１１条第１項第１号の規定による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、「京都市介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業補助金変更承認申請書（第５号様式）」によって行うものとする。

２　条例第１１条第１項第１号に規定する軽微な変更は、事業に変更がなくかつ次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（１）交付予定額の変更を伴わない事業計画の変更

（２）補助基準額の変更に伴う交付予定額の変更

（事業完了の届出及び補助金の確定）

第１１条　条例第１８条の規定による実績報告は、事業が完了した日の翌日から起算して６０日を経過した日又は事業が完了した年度の３月３１日のいずれか早い期日までに事業実績報告書（第６号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、行わなければならない。

（１）事業報告（第７号様式）

（２）建物の平面図及び立面図

（３）各室面積表

（４）設計監理業務委託契約書の写し

（５）工事請負契約書の写し

（６）収支決算書

（７）工事完了を確認するに足る各種検査済証等の写し

（８）建物内外主要部分の写真

（９）その他、参考となる書類

２　前項の規定にかかわらず、第５条第２項に基づく事前着手を届け出た法人等が、第６条に基づく市長の通知日以前に事業を完了した場合は、当該通知後６０日以内に前項に規定された報告書及び添付書類により、条例第１８条の規定による実績報告を行わなければならない。

３　事業を行う法人等は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第１２条　市長は、条例第１８条の規定による報告を受けてから３０日以内に、その報告内容が補助金の交付の決定の内容及び付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を決定し、その旨を文書（第８号様式）により申請者に通知する。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１３条　補助事業者は、事業の完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第９号様式）により市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（補則）

第１４条　この要綱に規定するもののほか、整備補助に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年１２月１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年１月１０日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年１月２７日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年９月８日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表

補助対象事業	施設種別	補助基準額
災害レッドゾーンに所在する老朽化等をした広域型介護施設等の移転改築整備事業	広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホーム及びこれに併設されるショートステイ用居室	移転後の１整備床（増員分の床数を除く。）当たり５，９６０千円
	広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設	１施設当たり７４，６００千円
	広域型（定員３０人以上）の介護医療院	
	広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム	移転後の１整備床（増員分の床数を除く。）当たり３，１９０千円
	広域型（定員３０人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る）	移転後の１整備床（増員分の床数を除く。）当たり５，９６０千円
災害イエローゾーンに所在する老朽化等をした広域型介護施設等の移転改築整備事業	広域型（定員３０人以上）の特別養護老人ホーム及びこれに併設されるショートステイ用居室	移転後の１整備床（増員分の床数を除く。）当たり５，９６０千円
	広域型（定員３０人以上）の介護老人保健施設	１施設当たり７４，６００千円
	広域型（定員３０人以上）の介護医療院	
	広域型（定員３０人以上）の養護老人ホーム	移転後の１整備床（増員分の床数を除く。）当たり３，１９０千円
	広域型（定員３０人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る）	移転後の１整備床（増員分の床数を除く。）当たり５，９６０千円

第１号様式（第５条関係）

京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金交付申請書

（あて先）京都市長	年　　月　　日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 電話　　－

京都市補助金等の交付等に関する条例第９条の規定により、補助金の交付を申請します。	
名　　称	
施　設　種　別	
所　　在　　地	
費 用 の 総 額	
交 付 申 請 額	
着工予定年月日	
竣工予定年月日	

第２号様式（第５条関係）

事　業　計　画

１　施設の概要

（１）名称

（２）所在地　移転前

（　災害レッドゾーン　・　災害イエローゾーン　）※該当する方へ○を記載

移転後

（３）種別

（４）事業の目的及び効果

（５）設置主体

（６）運営主体

（７）入所（利用）定員　移転前　＿＿＿＿名　　移転後　＿＿＿＿名

２　施設整備に係る計画

（１）施設の規模及び構造

ア　敷地面積　＿＿＿＿㎡

イ　敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）※該当する方へ○を記載

ウ　建物の面積　　建築面積　＿＿＿＿㎡、延床面積　＿＿＿＿㎡

（注）既存建物を有効活用して施設整備を実施する場合は、整備前と整備後のそれぞれの建築面積、延床面積を記入すること。

エ　建物の構造　＿＿＿＿造＿＿＿＿階建て

（２）補助基準額　　＿＿＿＿床×＿＿＿＿＿＿千円＝＿＿＿＿＿＿＿円

（３）整備費内訳

ア　建築主体工事費　＿＿＿＿＿＿円

イ　解体撤去工事費　＿＿＿＿＿＿円

ウ　造成工事費　＿＿＿＿＿＿円

エ　工事事務費　＿＿＿＿＿＿円

オ　合　　計　＿＿＿＿＿＿円

（４）財源内訳

ア　京都市補助金　＿＿＿＿＿＿円

イ　設置者負担金　＿＿＿＿＿＿円

（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿＿円

借入金　＿＿＿＿＿＿円

寄付金　＿＿＿＿＿＿円

ウ　合　　計　＿＿＿＿＿＿円

（５）施工計画

ア　工事請負契約年月日

イ　着工年月日

ウ　竣工年月日

エ　事業開始年月日

３　その他参考事項

第３号様式（第５条第２項関係）

年　　月　　日

（あて先）京都市長

法人等の所在地
法人等の名称
代表者氏名

京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金交付決定前着手届

上記事業について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に着手したいので、京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等をした広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金実施要綱第５条第２項の規定により届け出ます。

記

１　施設名称

２　総事業費　　円

３　着手予定年月日　　年　　月　　日

４　終了予定年月日　　年　　月　　日

５　交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

１　補助金の交付決定を受けるまでの期間に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業を行う法人等が負担すること。

２　補助金の交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

３　事業の着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間内は、当該事業の計画変更を行わないこと。（ただし、第１０条第２項に該当する場合を除く）

第４号様式（第６条関係）

京都市指令　　第　　号
年　　月　　日

京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金交付通知書

様

京　　都　　市　　長
（担当　　）

年　　月　　日付けで申請がありました京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金については、京都市補助金等の交付等に関する条例第１２条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１　交付の可否　　□交付　　□不交付（理由　　）
２　交付予定額　　金　　円（施設名称　　）
３　支払条件
４　交付条件
（１）要綱第５条の規定に基づき申請された事業の内容を変更（条例第１１条第１項第１号に規定する軽微な変更を除く。）し、又は事業を中止し、若しくは事業を廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
（２）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
（３）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後５年間保管しておかなければなりません。
（４）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
（５）事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはなりません。
（６）この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはなりません。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはなりません。

（８）市長の承認を受けて財産を処分する場合は、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」に定める財産処分納付金の額を直ちに返還しなければなりません。

（９）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがあります。

(10) 補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方交付税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第９号様式）により市長に報告しなければなりません。

(11) 上記各号に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を本市に納付させることがあります。

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第５号様式（第１０条関係）

京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金変更承認申請書

（あて先）　京都市長	年　　月　　日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 電話　　－

京都市補助金等の交付等に関する条例第１１条の規定により、補助金の交付申請について以下のとおり変更します。

変更前	変更後

第６号様式（第１１条関係）

京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金事業実績報告書

（あて先）京都市長	年　　月　　日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 電話　　－

京都市補助金等の交付等に関する条例第１８条の規定により、事業実績を報告します。	
名　　称	
施　設　種　別	
所　　在　　地	
費　用　の　総　額	
交　付　申　請　額	
着　工　年　月　日	
竣　工　年　月　日	

（注）工事契約金額報告書（別紙１）を添付すること。

第７号様式（第１１条関係）

事　業　報　告

１　施設の概要
（１）名称
（２）所在地　移転前
（　災害レッドゾーン　・　災害イエローゾーン　）※該当する方へ○を記載
移転後
（３）種別
（４）事業の目的及び効果
（５）設置主体
（６）運営主体
（７）入所（利用）定員　移転前　＿＿＿＿名　　移転後　＿＿＿＿名

２　施設整備費に係る事業内容
（１）施設の規模及び構造
ア　敷地面積　＿＿＿＿㎡
イ　敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収地の別）
ウ　建物の面積　　建築面積　＿＿＿＿㎡、延床面積　＿＿＿＿㎡
（注）既存建物を有効活用して施設整備を実施した場合は、整備前と整備後のそれぞれの建築面積、延床面積を記入すること。
エ　建物の構造　＿＿＿＿造＿＿＿＿階建て
（２）補助基準額＿＿＿＿＿床×＿＿＿＿＿千円＝＿＿＿＿＿＿円
（３）整備費内訳
ア　建築主体工事費　＿＿＿＿＿＿円
イ　解体撤去工事費　＿＿＿＿＿＿円
ウ　造成工事費　＿＿＿＿＿＿円
エ　工事事務費　＿＿＿＿＿＿円
オ　合　　計　＿＿＿＿＿＿円
（４）財源内訳
ア　京都市補助金　＿＿＿＿＿＿円
イ　設置者負担金　＿＿＿＿＿＿円
（内訳）自己資金　＿＿＿＿＿＿円
借入金　＿＿＿＿＿＿円
寄付金　＿＿＿＿＿＿円
ウ　合　　計　＿＿＿＿＿＿円
（５）施工期間
ア　工事請負契約年月日
イ　着工年月日
ウ　竣工年月日
エ　事業開始年月日

３　その他参考事項

別紙１

年　　月　　日

（あて先）京都市長

○○○○法人　○○○○
理事長　○○○○
施工業者（設計監理業者）
株式会社　△△△△
代表取締役　△△△△

工　事　契　約　金　額　報　告　書

発注者（委託者）○○○○法人○○○○と請負者（受託者）株式会社△△△△は、□□□□施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理業務委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づいて算定したことを報告します。

	契　約　年　月　日	金　　額
当初○○工事請負契約	年　　月　　日	金　　円
○○変更（追加）契約	年　　月　　日	金　　円
	年　　月　　日	金　　円
設計監理業務委託契約	年　　月　　日	金　　円
	年　　月　　日	金　　円

第８号様式（第１２条関係）

京都市指令　　第　　号
年　　月　　日

京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金交付額確定通知書

様

京　　都　　市　　長
（担当　　）

年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号で交付決定した京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金については、　　年　　月　　日付けで提出された事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額　　金　　円（施設名称　　）

（教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第９号様式（第１３条関係）

年　　月　　日

（あて先）京都市長

法人等の所在地
法人等の名称
代表者の氏名

京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号で交付決定した上記補助事業に関する　　年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、京都市災害レッドゾーン又は災害イエローゾーンにおける老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業補助金実施要綱第１３条の規定により、報告します。

記

１　施設名称

２　所在地

３　補助金額（市長が確定通知書により通知した額）
円

４　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還額）
円

注　別紙として積算の内訳等、４の金額がわかるものを添付してください。